（中小企業信用保険法の特例）

第三十条の二　普通保険又は無担保保険の保険関係であって、情報通信産業振興関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証であって、認定情報通信産業振興措置実施計画に従って情報通信産業振興措置を実施するために必要な資金又は認定特定情報通信事業を営むために必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三十条の二第一項に規定する情報通信産業振興関連保証（以下「情報通信産業振興関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項	保険価額の合計額が	情報通信産業振興関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項	当該借入金の額のうち	情報通信産業振興関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち
	当該債務者	情報通信産業振興関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2　普通保険の保険関係であって、情報通信産業振興関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

3　普通保険又は無担保保険の保険関係であって、情報通信産業振興関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第三十条の三　中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一　中小企業者が認定情報通信産業振興措置実施計画に従って情報通信産業振興措置を実施し、又は認定特定情報通信事業を営むために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二　中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定情報通信産業振興措置実施計画に従って情報通信産業振興措置を実施し、又は認定特定情報通信事業を営むために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2　前項各号に掲げる事業は、中小企業投資育成株式会社法の規定の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号に掲げる事業とみなす。

第三十一条第一項中「において」の下に「認定情報通信産業振興措置実施計画に従って」を加え、「又は情報通信技術利用事業」を削り、「法人」を「認定事業者（当該認定事業者が認定情報通信産業の振興に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた者に限る。）」に改め、同条第二項中「前条第一項の認定を受けた法人の特定情報通信事業」を「認定法人（当該認定法人が営む認定特定情報通信事業が提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域における情報通信産業の振興に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた法人に限る。）の認定特定情報通信事業」に改める。

第三十二条中「区域内において」の下に「認定情報通信産業振興措置実施計画に従って」を加え、「又は情報通信技術利用事業」を削り、「増設した者」を「増設した認定事業者（前条第一項に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。）」に改める。

第三章第三節の節名を次のように改める。

第三節　産業イノベーション促進計画等

第三十五条の見出しを「（産業イノベーション促進計画の作成等）」に改め、同条第一項中「産業高度化及び事業革新」を「基本方針に即して、産業のイノベーション（産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を通じて新たな価値を生み出し、これを普及することにより、創出される経済社会の大きな変化をいう。次項及び第四十条において同じ。）に、「産業高度化・事業革新促進計画」を「産業イノベーション促進計画」に改め、同条第二項中「産業高度化・事業革新促進計画」を「産業イノベーション促進計画」に改め、同項第二号中「製造業等その他の事業を行う者の産業高度化又は事業革新」及び「当該産業高度化又は事業革新」を「産業のイノベーションの促進」に、「産業高度化・事業革新促進地域」を「この節において「産業イノベーション促進地域」に改め、同項第三号中「産業高度化・事業革新促進地域」を「産業イノベーション促進地域」に改め、同項に次の二号を加える。

四　前号の措置の実施を通じて産業のイノベーションが促進されることにより見込まれる効果

五　第三十五条の三第一項に規定する産業高度化・事業革新措置実施計画の同条第四項の認定に関する基本的事項

第三十五条第三項中「産業高度化・事業革新促進計画」を「産業イノベーション促進計画」に改め、同条第四項中「産業高度化・事業革新促進計画」を「産業イノベーション促進計画」に改め、「よう努める」を削り、同条第五項から第七項までの規定中「産業高度化・事業革新促進計画」を「産業イノベーション促進計画」に改める。

第三十五条の二の見出しを「（産業イノベーション促進計画の実施状況の報告等）」に改め、同条第一項中「提出した産業高度化・事業革新促進計画」を「提出した産業イノベーション促進計画」に、「「提出産業高度化・事業革新促進計画」を「この節において「提出産業イノベーション促進計画」に改め、同条第三項中「提出産業高度化・事業革新促進計画」を「提出産業イノベーション促進計画」に改める。

第三十五条の三の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（産業高度化・事業革新措置実施計画の認定等）」を付し、同条第一項中「提出産業高度化・事業革新促進計画」を「提出産業イノベーション促進計画」に、「産業高度化・事業革新促進地域」を「産業イノベーション促進地域」に、「又は産業高度化・事業革新促進事業を営む者は、産業高度化・事業革新措置（製造業等の産業高度化若しくは事業革新に必要な施設の整備その他の措置又は産業高度化・事業革新促進事業に必要な施設の整備その他の措置をいう。以下この条及び次条において同じ。）」を「の産業高度化若しくは事業革新に必要な施設の整備その他の措置又は産業高度化・事業革新促進事業に必要な施設の整備その他の措置（以下この節において「産業高度化・事業革新措置」という。）を実施する者は、提出産業イノベーション促進計画に即して、産業高度化・事業革新措置」に改め、同条第四項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「産業高度化・事業革新促進地域」を「区域」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　提出産業イノベーション促進計画に適合するものであること。